十四　法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 十五　法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度 十六　法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 十七　［略］ ［2～4　略］	十四　法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度 十五　法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される産業集積形成等基本計画の名称及び当該産業集積形成等基本計画を作成した者の名称並びに当該産業集積形成等基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する程度 十六　法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 十七　［同上］ ［2～4　同上］
第九条　削除	**第九条**　法第五条第四項第九号の内閣府令で定める期間は、五年とする。 （遊休工場用地等の期間）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条第一項第十三号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分及び第二条第一項第十五号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第一号

原子力規制委員会規則

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力災害対策業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改める。

附　則

この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

省令

○総務省令第四十七号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（情報活用支援室及び情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官）	（情報流通高度化推進室及び情報セキュリティ対策室並びに企画官及び新事業支援推進官）
第四十五条　情報流通振興課に、情報活用支援室及び情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官それぞれ一人を置く。	**第四十五条**　情報流通振興課に、情報流通高度化推進室及び情報セキュリティ対策室並びに企画官及び新事業支援推進官それぞれ一人を置く。